

令和8年度 部活動申合わせ事項

麻生中学校部活動顧問会

(部活動のねらい)

生徒が、部活動という集団活動を通して、スポーツや文化等に親しませ、自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに明朗で健康な生活を営むための、丈夫な体とたくましい心を養う。

1 麻生中学校部活動規約

- (1) 部活動のねらいをよく理解させる。
- (2) 部活動は希望入部制とする。
- (3) 入部に際しては、保護者の承認を必要とする。入部する部活動が決定したら、学校長あての入部届を学級担任に提出する。(学級担任は集約して各顧問へ渡す。)
- (4) 入部後は3年間在籍することを原則とする。ただし、やむを得ない事情で変更する場合は、保護者及び学級担任と顧問が相談の上、認める。

2 活動に関する協定

(1) 活動日

- ①部活動は、必ず顧問教師・部活動指導員の指導の下において実施する。特に、休日の活動では厳守すること。顧問は生徒が登校・集合する時間より前に活動場所にいることとする。
- ②各部の顧問は前月末までに翌月の活動計画を作成し、校長の許可を得る。やむを得ず計画を変更する場合は、事前に校長の許可を得ること。また、学校 HP に予定表、活動実績を掲載する。
- ③月曜日は、「部活動のない日」とする。また、定期テストの期間は、2日前の放課後からテスト終了日の活動を中止する。※ただし、公式試合の2週間前からの調整は認める。(朝練習はなし)
- ④学期中は週当たり3日以上以上の休養日を設ける。(平日は原則月曜日、木曜日を休養日とし、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上を休養日とする。) 休日の1日の上限を超えて活動をした場合、他の休日に休養日を振り替える。
- ⑤長期休業中における休養日の設定は、学期中に準ずる。また、長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ⑥行方市教育委員会の通知により地域クラブ活動日として原則、毎月第1及び第3土曜日・日曜日は、学校部活動を行わない日(休養日)とする。

(2) 活動時間

- ①朝練習は行わない。
- ②活動時間は、平日2時間、休業日は3時間とする。長期休業中の練習についても、これに準ずる。
※ただし、準備、片付け、移動時間は含まない。
- ③全国中学校体育大会及び県新人体育大会の予選を含む試合前は、校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする。
- ④放課後練習は、下校時刻を守る。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下校時刻	17:40					17:30	17:00	16:30 ※バス2便 は16:40発	16:00 ※状況に応じて 部活動を木曜日の 放課後に実施 する場合もある。	16:30 ※バス2便 は16:40発	16:40	17:00

※バス通学の時間が月ごとに違うため、よく確認し生徒が遅れないように対応する。(時間は後日別紙にて配付予定)

(3) 活動場所

部活動名	場所	部活動名	場所
軟式野球	野球場	バスケット男子	体育館・麻生体育館
サッカー	グラウンド	バスケット女子	体育館・麻生体育館
ハンドボール男子	グラウンド	バレー	体育館・麻生体育館
ハンドボール女子	グラウンド	卓球	多目的フロア 等
テニス	テニスコート	吹奏楽	音楽室
柔道(男)	麻生体育館	剣道	多目的フロア

(4) その他

- ①部活動顧問は、月ごとの活動計画を掲示コーナーに貼るとともに全部員に配付する。
- ②部活動顧問は、放課後の活動及び土曜日や休日の活動終了後に、担当する部活動の生徒の下校指導をするものとする。活動前30分間・活動後30分間は学校で待機し、不測の事態に対応できるようにする。
- ③生徒が部活動に参加する場合、荷物の置き場所は次のように定める。
 - ・放課後練習・・・部活動の活動場所、部室または自転車にきちんとしばっておく。
 - ※貴重品は朝のうちに担任または顧問に手渡す。
- ④各部活動の登録に関する費用は、各部ごとの負担とする。運動部活動については、県中体連への登録料1人250円を教育後援会費でまかなう。

3 対外試合への参加に関する手続き

- (1) 対外試合参加回数の上限の目安は中体連等主催大会(全国・関東・県・地区大会を含む)以外の大会数を年間10回程度とする。
- (2) 対外試合の区分
 - ①公式試合とは、県東地区以上の中体連主催の大会。
 - ②準公式試合とは、各市町村教育委員会が主催する大会。
 - ③練習試合とは、顧問間で計画した試合。
- (3) 対外試合参加の手続き
 - ①市外で行われる試合等に参加する場合は、実施の一週間以上前に「学校行事等承認申請書」を教頭先生に1部提出する。(市内で行う場合は必要としない。)
 - ②遠征費用については、公式試合は市からの援助とする。準公式試合及び練習試合は原則として各部ごとの負担とする。

4 新入生に関する協定

- (1) 部活動は希望入部制とする。
- (2) 入部に際しては、家族と相談し、保護者の承認を得る。
- (3) 入部に際しては、麻生中学校部活動規約にしたがい、学校長あての入部届けを学級担任へ提出する。
- (4) 入部後は、3年間在籍することを原則とする。ただし、やむを得ない事情で変更する場合は保護者及び学級担任と顧問教師に相談の上、認める。(退部の際は退部届を出す。)
- (5) 活動時間は、下校時刻15分前までとする。(5月は、スクールバスを利用する生徒については配慮する)
- (6) 正式入部は 5月1日(金)からとする。※ 5月11日(月)までに入部届けを提出する。
 - ※届を出すまでは、体験扱いとする。

5 その他

- (1) 外部指導者（コーチ）を依頼する場合、学校長が認め、日頃から部活動の指導に携われる者とする。（他の中学校の部活動のコーチを兼ねてはならない。）
- (2) ウィンドブレーカー、防寒着は学校で購入した物以外でも可とする。
- (3) 令和8年度より、部活動時の登下校は制服、学校指定の体操服の他に、部活動で着用する練習着での登下校を認める。
- (4) 大会や休日の登下校時の服装については、練習着やユニフォームでもよい。
- (5) その他、感染症対策に関しては、中体連、市校長会等の指示のもと、適宜対応していく。
- (6) 部活動数適正化のため、既存の部員に十分に配慮しつつ部活動数調整を適宜行う。